

○えびな委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会します。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、地方行財政に関する事項についてを議題といたします。（1）新庁舎落成式及び見学会の開催について、理事者から報告願います。

○田村総務部庁舎建設担当部長 新庁舎の落成式及び見学会の開催について、御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。令和2年度に開始いたしました新庁舎の建設工事は、全ての工事が終了し、現在は最後の検査を行っているところであり、来週8月30日に工事業者から本市に建物の引渡しを受ける予定です。そこで、長期間にわたる工事が無事に完了することを祝しまして落成式を行います。

落成式は、9月1日、金曜日の午前10時から1時間程度を予定しております、関係者や建設に関わった方々をお招きし、感謝状の贈呈などを行います。落成式終了後には、招待者や報道機関を対象に見学会を実施いたします。また、翌々日の9月3日、日曜日には、午前中に9階展望ラウンジに銘板を設置する寄附をされた方々を対象にした見学会を、午後からは市民向けの見学会を実施いたします。午後からの見学会の際には、1階エントランスホールにおきまして、新庁舎に近接する知新小学校、中央中学校及び東高校の児童生徒による音楽イベントも併せて実施いたします。

見学会が終了いたしましたと、9月、10月の2か月の間に、新規に購入した什器類の設置やネットワークシステム等の整備、什器搬入後のVOC測定などを行ってまいります。その後、11月2日、木曜日の夜間から移転作業を開始いたしまして、3連休明けの11月6日、月曜日に1階から3階の低層階部分の供用を開始いたします。なお、12月10日までは毎週土日に段階的に移転作業を行うため、全ての移転が完了するまでは各課の配置が複雑になりますけれども、市民広報やホームページなどで周知を行うなど、混乱が生じないよう取り組んでまいります。

報告は以上です。

○えびな委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○えびな委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、消防及び防災に関する事項についてを議題といたします。（1）旭川市国民保護計画の変更について、理事者から報告願います。

○河端防災安全部長 それでは、旭川市国民保護計画の変更について御報告をいたします。

本計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の規定により、国の基本指針や北海道国民保護計画に基づき作成するものでございます。作成に当たっては、旭川市国民保護協議会へ諮問の上、北海道知事に協議し、議会に報告、公表することとされておりまして、今回の変更につきましても準用するものでございますが、今回の変更については、本年4月の本市の機構改革等や経年に伴う統計資料数値等の変更を行うもので、同法施行令第5条の規定による軽微な変更に該当するため、国民保護協議会への諮問や知事への協議については

必要とされていないものでございます。

次に、計画の変更内容について御説明いたします。資料を御覧ください。2の（1）でございますが、本年4月、本市の機構改革などに伴い、旭川市地域防災計画との整合や関係部局等からの意見等を踏まえ、本計画の資料編のうち、国民保護対策本部の組織、事務分掌の一部を修正しております。続きまして、2の（2）でございますが、本市の人口や世帯数など、経年に伴う統計資料の数値等を最新のものに合わせるため、本編と資料編の一部を修正しております。

今後の予定としましては、ホームページにより公表し、周知を図るとともに、関係機関へ配付をいたします。

以上が、旭川市国民保護計画の変更についての報告となります。よろしくお願ひいたします。

○えびな委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○えびな委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、市の総合企画及び男女共同参画に関する事項についてを議題といたします。（1）業務データを含む電磁的記録媒体の紛失について、理事者から報告願います。

○熊谷総合政策部長 このたび、総合政策部広報広聴課職員による、業務データが保存された個人の私物の電磁的記録媒体、以下、記録媒体とさせていただきますが、その記録媒体を紛失する事故が発生いたしましたので、御報告させていただきます。本日、資料をお配りしております。

初めに、この事故の概要についてであります。1の事故の概要にありますように、当該職員は情報発信に係る業務を担当しており、この業務を進める中で、週末に自宅で動画編集を行うため、当該動画データを個人所有の記録媒体に保存し、床外に持ち出したところ、紛失したものでございます。当該職員は、紛失後、直ちに警察に遺失物届を提出するとともに、捜索を何度も行いましたが、当該記録媒体は見つかっていない状況にございます。その記録媒体に保存されている内容は、後ほど御説明申し上げますが、市業務に係る個人情報データは保存されていないことを確認しております。

具体的に申し上げます。まず、事故の経過についてであります。2の経過を補足し、御説明いたします。8月4日、金曜日の18時頃、当該職員が職場を出て飲食店に向かっていたところ、3条通6丁目付近で記録媒体をしまっていたかばんのポケット部のチャックが開いていたことに気づき、その場でかばんのポケットの中身を確認したところ、記録媒体を紛失していることに気づきました。職員は、直ちに職場から歩いてきた経路、さらに職場を複数回探しましたが見つからず、18時40分頃に旭川駅前交番に遺失物届を提出いたしました。その際、記録媒体が警察に届いていないことを確認し、その後も再び歩いた経路や職場を確認しましたが見つからず、職員は、広報広聴課主幹、さらには所属長であります広報広聴課長に連絡をし、広報広聴課長から総合政策部長に報告がございました。そして、総合政策部長から両副市長、さらにその後、市長と情報共有をいたしました。記録媒体の捜索は、翌日5日、土曜日にも、当該経路、さらには近接店舗等にも確認しながら行いましたが見つからず、本日時点においても、警察からの報告を含め、見つかってはおりません。なお、今回の件につきましては、8月7日に報道発表を行いました。

次に、記録媒体の記録内容についてであります。3の記録媒体に保存されていた内容を補足し

て、御説明申し上げます。この記録媒体に保存されていたデータ内容につきましては、まず、現在、職員が所属しております広報広聴課業務関係では、既に終了した市長定例記者会見の音声及び文字データ、さらに、府内インターネットの広報広聴課情報、また、公表済みのSNS写真データなどのほか、現在編集中の未公表の動画データも含まれておりました。この未公表の動画データは、6月に行われた元プロ野球選手、星野伸之さんの旭川スポーツみらいアンバサダーの委嘱式と子ども野球教室、7月に行われた旧東海大学でのキャンプイベントと、イベント内で行われた下國シェフのキャンプ飯料理教室の撮影データであります。また、そのほかでは、職員が過去に所属していた職場での説明会用パワーポイント資料や動画データ、業務の引継ぎデータ、さらに、市の職員名簿、当該職員本人の給与明細書及び人事評価に係る提出資料、当該職員のプライベート写真、子どもの写真などが保存されておりました。繰り返しになりますが、これまでの職員への聞き取り等において、個人情報のデータ及び第三者に公表されることで問題となるデータの保存はされておりません。また、このたびの事故発生後の対応といたしましては、動画撮影をさせていただいた方々で特定できる方につきましては、関係部局を通じて状況を説明し、謝罪をさせていただきました。

今回、情報セキュリティ管理者の許可なく業務データを個人の私物の記録媒体に保存し持ち帰ることは、決して行ってはいけない、情報セキュリティポリシーに反する行為であり、当該職員も深く反省しているところでございます。総合政策部といたしましては、このような事態の発生を受け、直ちに部内の管理職に対し、適正な情報資産の管理について周知徹底するよう指示とともに、所属職員に対しても通知をしたところでございます。

今後、このような不祥事が二度と起きることがないよう、情報セキュリティ管理者の許可なく支給以外の端末や電磁的記録媒体を原則業務で利用しないこと、業務上やむを得ず電磁的記録媒体を用いた情報資産の持ち出しが必要な場合は、情報セキュリティ管理者の許可を得て、電磁的記録媒体の持ち出しに係る実施手順に基づき行うこと、そして、業務データの適正使用や管理及び情報セキュリティ教育、これらを徹底してまいります。

このたびは、誠に申し訳ございませんでした。

以上、報告を終わります。

○えびな委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○まじま委員 今、報告を受けました。

紛失した記録媒体が不正に使用されるようなことは、今のところはなかったということでしたが、中に入っているデータは未公表の動画で、個人情報が含まれるようなものではなかったというふうな報告だったと思います。ただ、今の報告では、この記録媒体を持って飲食店に向かう途中という経過も示されております。旭川市においては、業務データを外部へ持ち出すことが禁止をされていると思いますので、大事な情報を持ち出したという事実や、許可なくコピーを行ったということについては、私は反省が必要だと思います。全局的に、そうした部分において緩むようなことがあってはならないと思いますので、質疑をさせていただきます。

情報を持ち出すようなことが発生した場合は、旭川市においては、ほかの自治体もそうだと思いますけども、上司、所属長に許可を得るということが必要だと思いますが、今回はその点についてはいかがだったのでしょうか。今回の件については、旭川市情報セキュリティポリシー、これに照らして考えると、厳格な情報管理ができていなかつたのではないかと思いますが、その点について

の見解を伺いたいと思います。

○中屋総合政策部広報広聴課長 本市におきましては、情報セキュリティ対策の基本的な事項について、旭川市情報セキュリティポリシーを定めており、その中で、情報資産を外部に持ち出す場合には、情報セキュリティ管理者である所属長の許可を得なければならないことになっております。今回の事案に関しましては、こうした所定の手続が取られておらず、不適切な情報管理であったものと認識しております。

○まじま委員 旭川市情報セキュリティポリシーに反したことが行われたということあります。残念な事案だったと思います。

ルールがあるんだけれども守られていないということに対して、危機感はないのでしょうか。

○熊谷総合政策部長 今回の事態の発生を受け、総合政策部といたしましては、情報資産の適正管理について、直ちに部内管理職に周知徹底するよう指示するとともに、所属職員にも通知等を行ったところでございます。

今後、このような不祥事が二度と起きることがないよう、業務データの適正使用や管理、情報セキュリティ教育を徹底してまいります。

○まじま委員 これから、こういうことが起きないように、しっかりと対応していかれるということが今述べられたと思いますけども、この間、記録媒体の持ち出し、あるいは紛失っていうことはどのくらいの件数あったのか、もし把握されているのであればお示しをいただきたいと思います。

○矢萩行財政改革推進部次長 情報資産を電磁的記録媒体により持ち出しすることにつきましては、旭川市情報セキュリティポリシー及び電磁的記録媒体の持ち出しに係る実施手順に遵守事項を定め取り扱っており、このポリシー等で、電磁的記録媒体の持ち出しへは、業務上やむを得ない場合に限り、所管する課等の情報セキュリティ対策に関する権限及び責任を有する情報セキュリティ管理者の許可により対応しており、特に統計的なものはございません。

電磁的記録媒体の紛失事案につきましては、平成30年度に、市内の小学校及び中学校において、それぞれの学校の教員が児童生徒の個人情報を含むUSBを紛失する事案がございました。

○まじま委員 今の答弁を伺うと、やむを得ない場合、手順を踏んで持ち出しをすることはあるわけですよね。こうした部分で、手順を踏んでいても紛失する可能性もあるわけで、非常に、そういう部分では、これから対応については、気をつけていただきたいというふうに思います。

平成30年度にUSBを紛失した件があったということで、それから5年という時間がたっているわけですけども、情報セキュリティポリシーをしっかりと守っていただきたい、これからも対応していただきたいと思うんですが、最後に伺いたいのは、新聞記事を見た市民の皆さんはどういう印象を持ったと思っていらっしゃるのか。先ほども、これから気をつけると、二度とないようにというふうなお話がありましたけども、私は、市民の信頼を回復するためにも、今後に向けて実効ある対策が必要と考えますが、今後の対応について改めて伺って、この点の質疑を終わりたいと思います。

○浅利行財政改革推進部長 本市の情報セキュリティ対策を統括的に所管している私どもの部局といたしましては、今回の事案を踏まえまして、早速、令和5年8月8日付で、本市の最高情報セキュリティ責任者でございます副市長名で、情報資産の適正管理の徹底についてということで、情報セキュリティ責任者であります各部局長宛てに通知を行ったところでございます。その内容

といったしましては、行政運営における市民からの信頼確保の面から、情報資産の適正な管理は重要な基盤であるということありますので、常にリスク意識を持って厳正に取り扱う旨、周知徹底をしたところでございます。

具体的に申し上げますと、今回の事案の問題点といたしまして、情報セキュリティ管理者の許可を得ないで私物の電磁的記録媒体に当該職員がデータを保存して、さらに持ち出したことであるということありますので、改めて、本市情報セキュリティポリシーに基づき、市から支給以外の電磁的記録媒体の業務利用の原則禁止、それから、業務上やむを得ず持ち出しが必要な場合は情報セキュリティ管理者の許可を得ること、これらを遵守する旨、会計年度任用職員を含めた職員に周知するとともに、業務委託をしている事業者に対しても、本市情報資産の適正管理を徹底させることといたしております。

今回、動画データも入っていたということで、動画データというのは非常に重い状況になります。まず、そういったものを移動する際に、今まで、ＵＳＢメモリーなどを使って部局間で移動するということもあったわけですが、今回、それを例えればメール便などを使ってやっていただく旨の手順などもお示ししたところでもありますし、今度、動画データを管理、そして加工していくとなると、一定限、パソコンのスペックが必要となります。そういった部分についても、そういうような作業を行うところに対して、例えば、我々の部で持っている、そのスペックにかなうようなパソコンを貸し出すとか、そういったことの工夫などもしながら、リスクを少しでも下げるよう努めまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、今後につきましても、行財政構造改革推進本部会議でありますとか、あるいは職員研修の場、こういったものを活用しまして、情報セキュリティ対策の徹底というものに努めまいりたいというふうに考えてございます。

○えびな委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、4、地域振興に関する事項についての（1）所管施設等の視察についてを議題といたします。

この後、委員会を休憩し、別紙視察行程のとおり所管施設等の視察を行います。

なお、議長に対する委員派遣承認要求の手続については委員長に一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○えびな委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、5、その他の（1）総務常任委員会行政視察の委員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付しております委員派遣承認要求書（案）のとおり、記載の調査のため、議長に対し委員派遣の承認要求を行うことによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○えびな委員長 そのように決定し、議長に委員派遣承認要求書を提出することといたします。

なお、やむを得ない事情など、都合により変更が生じた場合の取扱いについては委員長に一任願

うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○えびな委員長 そのように扱わせていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後1時22分

---

(再開されず散会 午後4時37分)